

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 江部 努
西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 大竹 伸一
(以下「NTT東西」という。)

2. 申請年月日

平成23年2月17日(木)

3. 実施予定期日

認可後、平成23年4月1日(金)から実施。

4. 概要

接続料規則の一部を改正する省令(平成23年総務省令第1号)及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成23年総務省令第2号)が平成23年2月1日付で公布及び一部施行されたことを受けて、NTT東西の接続約款について、所要の変更を行うものである。

具体的には、長期増分費用(LRIC)方式により算定される接続料について、平成23年度及び平成24年度の接続料算定に適用される改良モデル(以下「第5次モデル」という。)を用いて算定された平成23年度の接続料を規定する等の変更を行うものである。

5. 長期増分費用(LRIC)方式に基づく平成23年度接続料の算定

PHS基地局回線機能、加入者交換機能、中継交換機能、中継伝送共用機能、中継伝送専用機能等に係る接続料について、第5次モデルを用いて平成23年度の接続料を算定(具体的な改定額は「Ⅱ 接続料の改定額」を参照)。

	平成23年度接続料(3分当たり)	平成22年度接続料(3分当たり)
GC接続	5.08円 (▲0.13円)	5.21円
IC接続	6.57円 (▲0.40円)	6.96円
(備考) NTSコスト の取扱い	<ul style="list-style-type: none">き線点RT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストについては、接続料原価から全額減算。き線点RT-GC間伝送路コストについては、接続料原価に全額算入。	<ul style="list-style-type: none">き線点RT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストについては、接続料原価から全額減算。き線点RT-GC間伝送路コストについては、接続料原価に80%算入。

【参考】算定根拠

(1)通信量の予測

1)接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令での規定

附則第14条

事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能（略）に係る通信量等については、平成二十五年三月三十一日までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半期と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。

(主な箇所のみ抜粋)

2)予測通信量の算定

平成22年度下期+平成23年度上期の予測通信量については、以下の式により算定。

$$\text{「平成22年度下期+平成23年度上期」予測通信量} \\ = \text{「平成21年度下期+平成22年度上期」実績通信量} \times (1 + \text{対前年同期予測増減率}^{\ast})$$

※ 対前年同期予測増減率は、①平成22年10月～平成23年1月までの主要な通信量の対前年同期増減率及び②平成23年2月～9月の対前年同期予測増減率(平成22年4月～平成23年1月の対前年同期増減率と同じ)を、平成21年10月～平成22年1月及び平成22年2月～9月の構成比を用いて加重平均して算定。

(単位:百万回、百万時間)

		H21下+H22上実績 (括弧内はH20下+H21上実績)		H22下+H23上予測 (括弧内はH21下+H22上予測)		対H21下+H22上実績増減率 (括弧内は対H20下+H21上実績増減率)				
		東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本			
MA内	回数	6,198 (7,947)	3,223 (4,097)	2,975 (3,850)	4,856 (6,057)	2,532 (3,168)	2,324 (2,888)	▲21.7% (▲23.8%)	▲21.4% (▲22.7%)	▲21.9% (▲25.0%)
	時間	203 (266)	105 (135)	98 (131)	157 (194)	81 (101)	75 (93)	▲22.7% (▲27.0%)	▲22.2% (▲25.1%)	▲23.3% (▲28.8%)
MA間 ZA内	回数	2,971 (3,712)	1,395 (1,707)	1,576 (2,005)	2,400 (2,898)	1,144 (1,367)	1,256 (1,531)	▲19.2% (▲21.9%)	▲18.0% (▲19.9%)	▲20.3% (▲23.6%)
	時間	94 (124)	44 (56)	50 (68)	72 (90)	35 (42)	38 (48)	▲22.6% (▲26.9%)	▲20.7% (▲24.0%)	▲24.4% (▲29.3%)
GC接続	回数	30,498 (34,836)	15,521 (17,842)	14,976 (16,994)	27,123 (30,122)	13,732 (15,373)	13,391 (14,749)	▲11.1% (▲13.5%)	▲11.5% (▲13.8%)	▲10.6% (▲13.2%)
	時間	941 (1,101)	499 (585)	442 (515)	816 (933)	432 (495)	384 (438)	▲13.3% (▲15.2%)	▲13.4% (▲15.4%)	▲13.1% (▲15.0%)
IC接続	回数	26,236 (27,754)	12,710 (13,491)	13,526 (14,263)	24,210 (25,508)	11,644 (12,320)	12,566 (13,188)	▲7.7% (▲8.1%)	▲8.4% (▲8.7%)	▲7.1% (▲7.5%)
	時間	881 (954)	435 (471)	446 (483)	796 (861)	391 (424)	405 (437)	▲9.7% (▲9.7%)	▲10.2% (▲9.9%)	▲9.2% (▲9.6%)

(2)加入者交換機能の接続料原価に係るき線点RT-GC間伝送路費用の加算

1)接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令での規定

附則第7条

(略) 事業者は、平成二十五年三月三十一日までの間、その提供する電気通信役務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の一部を加入者交換機能の接続料の原価に加算することができる。

附則第8条

前項の加算は、次の要件を確保するものでなければならない。

一～六 (略)

七 平成二十三年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価を超えない額を加算するものであること

(主な箇所のみ抜粋)

2)加入者交換機能の接続料の算定

以上を踏まえ、平成23年度の接続料算定に際しては、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用の全額を、加入者交換機能の接続料原価に加算。

(平成20年度の接続料算定より、き線点RT-GC間伝送路費用の接続料原価への段階的付け替えを開始し、平成22年度の接続料算定に当たっては、当該費用の80%を加入者交換機能の接続料原価に加算していたもの。)

3)平成23年度の加入者交換機能に係る接続料原価

(単位:百万円)

加入者 交換機 能に係 る接続 料原価	NTSコスト控除前				NTSコスト 控除後 ③	NTSコスト 加算額 ④(=①) き線点RT-GC間伝送路 コスト (全額加算)	NTSコスト 加算後 ③+④
	NTSコスト		① き線点RT-GC間伝送路 コスト	② ①以外の NTSコスト			
	346,483	165,357					
	41,207	124,151	181,126	41,207	222,333		

II 接続料の改定額

■LRICに基づく平成23年度接続料の改定額

区分		単位	平成 23 年度接続料	平成 22 年度接続料
1 PHS基地局回線機能	タイプ 1-1 のもの	1 回線ごとに月額	東 1,646 円、西 1,690 円	東 1,716 円、西 1,754 円
	タイプ 1-2 のもの		東 1,646 円、西 1,690 円	東 1,716 円、西 1,754 円
2 加入者交換機能		1 通信ごとに	0.67641 円	0.74474 円
		1 秒ごとに	0.024462 円	0.024828 円
3 加入者交換機回線対応部専用機能		24 回線ごとに月額	27,655 円	31,307 円
4 加入者交換機回線対応部共用機能		1 秒ごとに	0.0027167 円	0.0029935 円
5 市内伝送機能		1 通信ごとに	0.19357 円	0.21631 円
		1 秒ごとに	0.0077302 円	0.009892 円
6 中継交換機能		1 通信ごとに	0.19357 円	0.21631 円
		1 秒ごとに	0.0012076 円	0.0011480 円
7 中継交換機回線対応部専用機能		24 回線ごとに月額	2,478 円	2,681 円
8 中継交換機回線対応部共用機能		1 秒ごとに	0.00024428 円	0.00025722 円
9 中継伝送共用機能		1 秒ごとに	0.0030170 円	0.0041148 円
10 中継伝送専用機能				
ア 同一通信用建物内に終始する場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	14,812 円	16,880 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	14,416 円	16,462 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	143,959 円	170,524 円
		672 回線相当月額	143,563 円	170,106 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	431,086 円	510,736 円
		2,016 回線相当月額	430,690 円	510,318 円
イ ア以外の場合であって同一の単位料金区域に終始する場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	18,591 円	24,711 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	18,195 円	24,293 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	181,590 円	251,450 円
		672 回線相当月額	181,194 円	251,032 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	543,977 円	753,513 円
		2,016 回線相当月額	543,581 円	753,096 円
ウ アイ以外の場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	20,181 円	27,602 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	19,785 円	27,184 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	197,423 円	281,315 円
		672 回線相当月額	197,027 円	280,897 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	591,478 円	843,110 円
		2,016 回線相当月額	591,082 円	842,692 円
加算料				
(1) 10 ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合の加算料	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	10kmを超えるごと	167 円	354 円
		24 回線ごとに月額		
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	10kmを超えるごと	1,667 円	3,658 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	10kmを超えるごと	5,000 円	10,973 円
		2,016 回線ごとに月額		

(2) 中継伝送専用機能を利用してNTT東西が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線ごとに月額	3,779 円	7,831 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	37,630 円	80,926 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	112,891 円	242,779 円
11 中継交換機接続用伝送装置利用機能		672 回線ごとに月額	24,909 円	27,482 円
12 共通線信号網利用機能				
ア 共通線信号網(特定端末系事業者の装置相互間を含む。)を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録又は位置情報取得等を行う機能		1 信号ごとに	0.017307 円	0.018725 円
イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能				
ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能				
13 市内通信機能		1 通信ごとに	0.90797 円	1.0025 円
		1 秒ごとに	0.044849 円	0.046004 円
14 リルーティング通信機能		1 通信ごとに	1.1276 円	1.2429 円
		1 秒ごとに	0.050356 円	0.052164 円
15 リルーティング指示に係る網保留機能		1 通信ごとに	0.014241 円	0.015004 円
16 音声ガイダンス送出力用接続通信機能				
ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出力に係る通信の交換及び伝送を行う機能		1 秒ごとに	0.026675 円	0.027423 円
イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継系伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出力に係る通信の交換及び伝送を行う機能		1 秒ごとに	0.033086 円	0.034601 円
17 課金秒数送出力機能		1 通信ごとに	0.034614 円	0.037450 円
18 リダイレクション網使用機能				
ア NTT東西の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東西の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能		1 通信ごとに	0.036205 円	0.038143 円
イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東西の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能		1 通信ごとに	0.027985 円	0.028403 円
19 PHS制御信号機能		活用型PHS事業者の提供する着信転送機能の1契約者ごとに月額	1.5815 円	1.6876 円

(注)タイプ 1-1: 平日昼間帯故障修理、タイプ 1-2: 全日昼間帯故障修理